

西成区地域ケア推進会議
令和6年度の活動から 西成区から局への意見

1. 【継続】【ひとり暮らし高齢者の支援】金銭管理と権利擁護の支援 福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援）
認知症高齢者や単身世帯高齢者が増加する中、金銭管理と権利擁護支援が必要な人が増加しており、西成区は今以上の支援体制の充実が必要である。単身世帯の多い西成区の成年後見の申立てにおいては、虐待事案ではない市長申立て件数も増えており、申立てにおける戸籍調査・親族関係図作成等には時間を要し 24 区同一の業務であることから、現在大阪市として進めている区役所業務の集約化対象として全市的に効率化を図るよう要望する。
回答
福祉局では、成年後見制度に関する後見等開始の審判請求に際し、虐待事案など早急な権利擁護の対応が必要となった場合や、複数の案件への同時対応が求められる場合に備え、親族調査や親族関係図の作成業務を専門職へ依頼できる体制の整備に努めているところです。 各区における市長申立てを中心とした成年後見制度関連業務が、より円滑に進められるよう、引き続き、大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会等において関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。
担当：福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援）（電話：6208-7974）

2. 【継続】【認知症高齢者の支援】認知症高齢者の対応にかかるガイドラインの作成及び身元不明認知症高齢者の一時保護事業等の拡充 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（認知症施策）
認知症高齢者の対応において、保護先が他市町村に及ぶ事案があり、身元が判明した場合の引渡しにおいて、家族等による引受けができない場合、関係機関の連携や費用負担等の点で困難となるケースがあり自治体間での課題となっている。また、本市で行っている一時保護事業の施設への移送の受入可能時間帯について、9:00～17:00 に限定されており、時間外の場合は高齢者が警察署で待機する形となり高齢者の身体的負担となる。高齢者虐待の一時保護事業では時間の限定がないことから、人権的視点からも身元不明認知症高齢者の一時保護についても受入時間の拡充を引き続き早急に検討していただきたい。
回答
身元不明認知症高齢者の一時保護の実施にあたっては、認知症高齢者が他市町村で保護される事案も多く、各市町村において対応を行うまでの一時的な避難先の確保が課題となっていることから、都道府県に対して広域的な体制による整備を義務付けるよう、国に対し要望を行っております。 また、警察署での保護が長時間にわたることは本人にとって負担となることから、関係機関と連携・調整、協力し、早期に身元が判明するよう引き続き取組を進めてまいります。
担当：福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（認知症施策）（電話：6208-8051）

3. 【継続】【複合する課題を抱えた世帯への支援】地域包括支援センターの職員配置について

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケア）

複合する課題を抱えている世帯や支援困難ケースは、支援につながるまでに多くの時間と労力を要し、地域包括支援センター職員への負担が大きい。医療や介護サービスにつながるまで、身寄りがいないため、行政手続き、転居支援、受診同行等を地域包括支援センター職員が担うことになり、一つ一つの支援に多くの時間を要している。現在、高齢者人口による人員配置とは別に、総合相談や高齢者虐待対応件数などの指標を用いて、業務量が多くなっている地域包括支援センターに人員の増配置を行っているとのことであるが、現状は十分であるといえないため、地域包括支援センターの職員の加配を要望する。

回答

本市におきましては、よりきめ細やかなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築するため、概ね高齢者人口1万人に対して1か所となるよう地域包括支援センターを設置するとともに、地域により身近な相談窓口として、地域包括支援センターと連携しながら相談に応じる相談窓口（ブランチ）を設置しております。

地域包括支援センターへ配置する専門職に関しては、高齢者人口に応じた配置としておりますが、専門職一人当たりの業務量が多くなっている地域包括支援センターに対して人員の増配置を行うとともに、あいりんブランチに関しても地域の実情を踏まえ人員の増配置を行っております。

また、総合相談延べ件数増加など、地域包括支援センターが取り扱う業務が増加している状況にあることから、地域包括支援センター管理者会において意見交換を実施し、会議開催回数や準備資料などの見直しを実施するとともに、認知症強化型地域包括支援センターにおいても業務システムの導入など業務負担の軽減を図ってきたところです。

今後も、地域包括支援センターの管理者会等を通じて地域包括支援センターの意見を聴きながら、報告様式等の見直しを図るなど、さらなる事務の簡素化・効率化による業務負担の軽減に向け、引き続き、取り組みを進めていきます。

担当：福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（地域包括ケア）（電話：6208-8060）

4. 【新規】【複合する課題を抱えた世帯への支援】トコジラミの駆除について

健康局健康推進部生活衛生課

高齢者の居室内にトコジラミが発生するケースが増加しており、ケアマネジャー等の支援者も対応に苦慮しており、介護サービスの利用が停止し高齢者の生活に支障が出たり、トコジラミの吸血により死亡した事例もあった。駆除業者が登録されている一般社団法人大阪府ペストコントロール協会に相談するも、駆除費用は高額であり、経済的に困窮している高齢者では支払いできないため、トコジラミの駆除費用の助成を要望する。

回答

ねずみ・蚊・ハエ等の衛生害虫については、健康局において啓発ビラを作成し、各区役所の生活環境担当の窓口で配架しております。

生活環境担当の窓口では、衛生害虫についての相談等を受け付けており、ご自身で駆除

する場合の方法をお伝えしています。ご自身で実施することが難しい場合は、駆除業者が多数登録されている一般社団法人大阪府ペストコントロール協会を紹介し、当該協会に在籍している業者を紹介してもらうよう助言しております。なおトコジラミに限らず衛生害虫の駆除については、健康局、福祉局において補助制度は設けておらず、ご自身の負担で実施いただくことになります。

今後も引き続き、各区生活環境担当において防除の啓発等を行ってまいります。

担当：健康局生活衛生部生活衛生課（電話：06-6208-9981）

西成区障がい者自立生活支援調整協議会 令和6年度の活動から 西成区から局への意見

5. 【新規】個別避難計画について

危機管理室危機管理課
福祉局生活福祉部地域福祉課

個別避難計画については、各区役所がそれぞれの地域の実情に応じて要援護者から作成に取り組んでいる。しかし、要援護者登録の対象となっていない障がい者や障がいのある子どもなども対象にしていく必要があると考える。また、個別避難計画の作成を進めていくためには日頃から関わりのある相談員や福祉事業者の協力が必要不可欠だと考える。実効性のある個別避難計画を推進していくためにも個別避難計画作成において大阪市の報酬を設けるなど普及促進できる仕組みをつくって頂きたい。

回答

本市では、内閣府の取組指針を踏まえ、各区がそれぞれの地域の実情に応じて避難行動要支援者名簿から優先度の高い対象者を抽出し、各機関と連携しながら個別避難計画の作成を進めています。

個別避難計画の作成を進めるにあたっては、福祉専門職の参画を得る事も重要であることから、区役所や地域が福祉専門職をはじめとする福祉事業所等と連携出来るよう、福祉事業者に対し、個別避難計画の必要性の周知や、作成に向けた協力依頼について取り組んでいます。

また、令和3年度の災害対策基本法の改定により、個別避難計画の作成が努力義務となったことに伴い、個別避難計画の作成をさらに加速していくため、各区役所における人手不足の解消が必要であると確認したことから、令和6年度より危機管理室が経費を確保し、各区において1名の会計年度任用職員を配置することで、さらなる促進に向けて取り組んでいます。

今後も、実効性のある計画の作成に向けて、各区役所・危機管理室・福祉局が連携して取り組みを進めてまいります。

担当：危機管理室危機管理課（電話：06-6208-9687）

福祉局生活福祉部地域福祉課（電話：06-6208-7954）

6. 【新規】公共交通機関の不足による医療・公共サービスへのつながりにくさ、利用の難しさの解消について

都市交通局 バスネットワーク企画担当
西成区役所 保健福祉課

西成区は、南北は大阪メトロ、大阪シティバス、南海電車、阪堺電車で移動が可能であるが、東西への移動手段については、大阪シティバスの 48 号系統及び 52 号系統しかなく、どちらも大阪メトロ花園町駅、動物園前駅にしか接続していないため、区役所がある岸里駅へ来るには乗り換えをしなければならない。また、最も西側を走る 29 号系統も北加賀屋駅にしか接続していないため、同様に乗り換えが必要である。

大阪市の他区では、オンデマンドバスを導入しているが、西成区にはまだ導入されていない。導入されたとしても、西成区民の中には携帯電話やスマートフォンを持っていない方も多く、電話等で予約を取ることも難しい状況もある。また、オンデマンドバスの料金については、身体障がい者手帳・療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の記載（第 1 種または第 2 種）により、運賃の割引があるが、精神障がい者保健福祉手帳は割引の対象にならず、「敬老優待乗車証」など大阪市発行の割引証も適用されない。障害者差別解消法における差別的取り扱いをすることを禁止するという法的義務の観点からも精神障がい者への割引等の配慮を検討すべきである。

交通の便という観点からは、区の西側は医療機関が少なく多くの当事者は区の東側への通院を余儀なくされており、不便であるとともに、区役所への交通機関が整備されていないため、公共サービスへのアクセスが困難である。

そのため、オンデマンドバスエリアの拡大だけではなく、区民が利用しやすい形の定期的に区内を巡回しているコミュニティバスを整備し、区民が公共サービス等へアクセスしやすい環境の整備を求める。

回答

本市では令和 7 年 2 月に新たなエリアにおける A I オンデマンド交通の社会実験に関する民間事業提案を募集し、Osaka Metro Group より西成区を対象区域とする事業提案の提出がありました。今後、必要な手続きを経て、令和 8 年 3 月以降に社会実験を開始する予定です。なお、運賃については、令和 7 年 10 月 28 日より精神障がい者保健福祉手帳による割引が適用されています。

また、西成区では、平成 25 年 4 月よりコミュニティバス「ジャガピーバス」を実施していましたが、経費負担が大きい反面、利用者数が少ない状況から平成 27 年 3 月末をもって廃止しています。当区としても、A I オンデマンド交通の社会実験については、区の現状等を提案事業者へお伝えするとともに、地域の交通課題の解消に向けた取り組みとして社会実験の動向を注視してまいります。

担当：都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895
西成区役所 保健福祉課 福祉担当 電話：06-6659-9857

7. 【新規】就労継続支援 B 型事業所の増加について

福祉局障がい者施策部運営指導課
福祉局障がい者施策部障がい支援課

2013年の障害者総合支援法の改正により、就労継続支援B型事業所の対象が拡大され、より多くの障がい者が利用できるようになった。大阪市内でも就労継続支援B型事業所が増加しており特に西成区においては100箇所を超える事業所が集中し、利用者を奪い合う状況になっている。2021年3月に大阪市通知では本人の希望によりどのB型事業所であっても在宅利用が可能となっている。現在の在宅利用の仕組みではB型ガイドラインに定められているような支援は到底実現できておらず植物の水やりなどごく簡単な作業を行わせ工賃として1.5万円を支払う仕組みとなっている。

また、ここ数年の傾向として高年齢層の新規申請が増えている。障がい者手帳の所持はないが1度の診察で容易に申請ができる状況となっており、このようなケースが急増し、営利目的とした新たな貧困ビジネス化となっている。

本来の就労支援としてのサービス内容や自立に向けた適切なサービスが行われているか当事者がやりがいを持って自己実現をしていく場となっているかなどアセスメントを実施しサービスの質を問える仕組みやチェック機能を整えて頂きたい。

回答

本市では、指定障がい福祉サービス等に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を遵守する必要がある、法律に基づく遵守すべき基準の違反等に該当する場合は、事業者に対し厳格に指導等を行い、基準の重大な違反があると疑うに足る理由がある場合や、不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由がある場合には監査を実施し、その結果、改善勧告や指定の全部もしくは一部の効力の停止、または指定取消等の事由に該当する場合に、行政処分を行っているところです。

また、厚生労働省においては適切な事業運営の確保を目的とし、就労系障がい福祉サービス事業所の新規指定及び既存事業所の運営状況の把握・指導に関する自治体向けガイドライン（指針）案の策定が進められております。

つきましては、国の動向を踏まえつつ、引き続き、障害者総合支援法や国通知等に基づき、指定障がい福祉サービス事業等の質の向上や支給の適正化を図るため、厳格に指導等を行い、より適切な事業運営とサービスの質の確保に努めてまいります。

担当： 福祉局障がい者施策部運営指導課（指定担当）（電話：06-6241-6527）
福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話：06-6208-7986）

西成区児童虐待防止・子育て支援連絡会議 令和6年度の活動から 西成区から局への意見

8. 【継続】スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置の増について

教育委員会事務局教務部教職員人事担当・教育活動支援担当

核家族化の進展に伴い、要保護児童や要支援家庭が増加傾向にある中、学校運営にあたり、学校教員への負担を強いることとならないような人員配置を求める。

また、昨今注目されているヤングケアラーの課題解決のためには、社会資源の利用が必要不可欠であり、スクールカウンセラー（SC）が全小中学校に配置されたことで相談を聴く体制はできたが、課題がある児童の掘り起こしが進むことに伴い、次は、課題解決に向けて取り組んでいくための体制づくりが重要になってくる。スクールソーシャルワーカー（SSW）は、「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットの実施に伴い、各

区1～2名が配置され、また令和5年度より、ヤングケアラーを早期に発見し、支援が必要な児童や世帯を見逃さない仕組みを構築するため、各区に1～2名増員されている。今後さらに増えていくと思われる不登校やヤングケアラー等の課題がある児童に確実に対応していくため、スクールソーシャルワーカーのさらなる増員、及び、学校の実情に応じた専属配置を求める。

回答

各学校の人員については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく基礎定数及び加配定数を活用して配置しており、今後も引き続き各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

また、令和2年度より「こどもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットスクールソーシャルワーカー（33名）を、全ての区役所に区内の学校数に応じて1名または2名を区役所へ配置いたしました。

さらに令和5年度より、ヤングケアラーへの支援を充実させるため、区役所へ配置するスクールソーシャルワーカーの人数を1名または2名増員することを決定し、スクールソーシャルワーカーを採用でき次第、順次、区役所に配置しております。

今後は適切な配置に向け、事業の効果検証に引き続き努めてまいります。

担当：教育委員会事務局教務部教職員人事担当（電話：6208-9125）

教育委員会事務局指導部教育活動支援担当（電話：6208-9174）

9. 【新規】ヤングケアラー相談窓口、啓発、居場所の拡充について

こども青少年局企画部企画課

ヤングケアラーの当事者は、自分たちの家庭と他の家庭が比較できないため、自身の置かれている状況（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていること）が当たり前のものだと受け止めてしまい、自身がヤングケアラーであることに気づいていないことが多い。

また、ヤングケアラー自身が困っている場合でも、その保護者や家族は困っておらず、福祉サービスの導入ができない状況にある。こども達の身近で接する大人、保育所や学校関係者等に対してヤングケアラーに関する啓発を行い、家事や家族の世話が単なるお手伝いではなく、ヤングケアラーかもしれないという視点を持つ必要がある。

ヤングケアラーの早期発見、早期支援、必要な制度へつなげるため、ヤングケアラー相談窓口（身近な地域の相談窓口の設置、匿名での相談が可能なSNSやLINEの活用等）、関係機関や地域住民への啓発活動、ヤングケアラー当事者の居場所の拡充を求める。

回答

本市では、令和3年5月に「ヤングケアラー支援に向けたプロジェクトチーム」を設置し、ヤングケアラーの実態調査、関係機関への研修の実施、関係機関への周知・啓発、中高生向けの冊子の作成、24区における相談窓口の整備、もと当事者や社会福祉士等の専門家によるSNS相談（LINE・X・メール）・オンラインサロン・ピアサポートの実施、外国語通訳派遣などの取組を進めています。

また、令和7年度からは、「大阪市こども計画」において、ヤングケアラー支援をライフステージを通して対処すべき課題の重点施策に位置付けています。

今後も、引き続き、こどもたちのケア負担の軽減に向け、取組を進めていきます。

10. 【新規】 こどもの保育所送迎、学校の登校支援の拡充について

福祉局障がい者施策部障がい支援課

障がい福祉サービスの育児支援では、未就学児の保育所等への送迎が認められているが、小学校以上の登校にかかる送迎は認められていない。西成区では、家庭生活面などで課題を抱えるこどもを対象に、小中学校に配置された支援員が電話や家庭訪問によりこどもの登校を促す登校支援の事業を行っているが、支援員は各小中学校に1名と少なく、また、保育所等への送迎は実施していない。

要保護、要支援家庭には、病気や障がいによりこどもを保育所や学校へ送り出すことが困難な保護者が多い。また、保護者自身が幼少期にネグレクトの家庭環境で育ち、登園、登校する習慣なく大人になっている家庭もある。

こどもにとって、登園、登校の保障、小学校低学年までに生活リズムを獲得すること、また、家庭以外の大人やこどもとの接点を持つ機会を増やすことが重要である。

こどもの年齢や保護者の病気や障がいの有無を問わず、乳幼児期から小学校低学年まではもちろんのこと、中学生まで必要なこどもに切れ目のない保育所送迎支援、学校の登校支援の拡充を求める。

回答

育児支援においては、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものとなっており、必ずしも小学生未満の子を育児している利用者だけを対象とはしておらず、利用者のサービス利用意向や障がいの特性、生活の状況、子どもの障がいの有無等、聴き取りをさせていただき、以下の①から③に該当する場合は個別に必要な支援を支給決定しているところです。

- ① 利用者（親）が障がいによって家事や付き添いが困難な場合
- ② 利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合
- ③ 他の家族等による支援が受けられない場合